



2019年10月17日

各 位

上場会社名株式会社シーイーシー
代 表 者 代表取締役社長 田原 富士夫
(コード番号 9692)

問合せ先責任者 コーポレートサポート本部長
取 締 役 大石 仁史
(TEL. 046-252-4111)

2020年1月期第2四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2020年1月期第2四半期報告書（自2019年5月1日至2019年7月31日）

2. 延長前の提出期限

2019年10月17日

※本来の法定提出期限は2019年9月17日ですが、2019年9月17日付で関東財務局より、提出期限の延長を承認いただいております。

3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年11月15日

4. 提出期限の延長（再延長）を必要とする理由

2019年9月17日付公表の「特別調査委員会の設置及び2020年1月期第2四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出についてのお知らせ」に記載のとおり、当社は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人（以下「監査人」といいます。）から、当社の2019年7月末時点の売掛金の一部530,698千円の実在性に疑義（以下「当初疑義」といいます。）があるとの指摘を受けたことから、特別調査委員会を設置して調査を行ってまいりました。

これに伴い、当社は、2019年9月17日付で関東財務局に対し、2020年1月期第2四半期報告書（自2019年5月1日至2019年7月31日）の提出期限延長を申請し、同日付で関東財務局から延長期限を2019年10月17日とする旨の承認をいただきました。

特別調査委員会による調査は、概ねスケジュールに沿って進捗しておりましたが、今般、本日付「(開示事項の経過) 特別調査委員会の調査状況及び新たな疑義の発生に基づく特別調査委員会の体制強化に関するお知らせ」に記載のとおり、当初疑義に関係していた部署とは異なる部署において、売上を前倒し計上している可能性（以下「新たな疑義」といいます。）が発生いたしました。

当社は、当初疑義に加えて、新たな疑義が生じたことを非常に重く受け止めており、特別調査委員会に対して、調査範囲を拡大した追加調査を委嘱することとし、また、新たな疑義に対応する追加調査の体制を強化するため、委員1名（弁護士）を増員することといたしました。

体制を強化した特別調査委員会では、新たな疑義に対応する追加調査として、既に着手している、新たな疑義に係る関係証憑・資料を収集および検討、社内外の関係者に対する追加的ヒアリングに加えて、デジタル・フォレンジックの範囲を拡大し、売上の前倒し計上という新たな不正の手口を前提とするキーワードを設定し直して実施するとともに、不正の原因分析を売上の前倒し計上に係る内部統制システムの問題点の検討に拡大し、そこで判明する事実関係や原因に応じて、件外調査の具体的な手続きを決定して実施する方針です。

また、監査人は、新たな手口での意図的な不正の疑義が生じたことから、追加的な監査手続を実施する必要があると判断しております。

以上の次第により、当社においては、新たな疑義に関して調査範囲を拡大して追加調査を行うことが必要となり、また、監査人においても追加的な監査手続を実施することが必要となったことから、誠に遺憾ながら、2020年1月期第2四半期報告書について、延長後の提出期限（2019年10月17日）までに提出できないと判断し、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、提出期限の再延長の承認申請を行うこととしました。

なお、再延長後の提出に約1か月を要する理由といたしましては、特別調査委員会による調査で約3週間程度、2020年1月期第2四半期報告書の作成で約2週間程度、監査人による監査手続で約3週間程度を要することが見込まれ、全体で約1か月の時間が必要であると見込んでいることによります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長（再延長）に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ皆様には、多大なご心配とご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上